

令和８年度士別市青少年問題協議会 議案

日時：令和８年６月２５日(木) 午後１時３０分

会場：士別市民文化センター２階 会議室Ⅰ

Ⅰ 委嘱状交付

２ 開 会

３ 会長挨拶

４ 報 告

(Ⅰ) 令和７年度士別市青少年健全育成基本方針及び推進目標の達成度について 資料Ⅰ

５ 議 題

(Ⅰ) 令和８年度士別市優良勤労青少年表彰候補者の推薦について 資料２

(Ⅱ) 令和８年度士別市青少年健全育成基本方針及び推進目標について 資料３

(Ⅲ) 情報提供・情報交換

少年非行の概況について

６ 閉 会

令和 7 年度士別市青少年健全育成推進目標 取組事業実績

(1) 青少年が、心身ともに健康で、たくましく豊かな人間形成を図れるよう、学校・家庭・地域による青少年の非行防止活動を推進するとともに、青少年指導センターや警察署、関係機関と連携し、青少年を有害な情報や環境から守る環境浄化活動に努めます。

- ・ 青少年指導センター指導員による街頭指導

指導員：PTA25 名、教職員 19 名、市職員 3 名、事務局職員 7 名 合計 54 名

街頭指導日数 38 日、指導人員延べ 114 名

毎月の一般指導のほか、士別神社祭の夜間指導（指導員 41 名）や夏休み（指導員 27 名）、冬休み（指導員 15 名）の長期休業期間中における市内巡回を実施。⇒ 問題行動の発見はなし。

- ・ 青少年健全育成標語募集

中学生を対象とした標語の作成を通じて、いじめの未然防止や命の大切さを考える心の育成を図るとともに、健全な社会環境づくりを推進した。

募集期間：4/25～5/30 応募数：市内 4 中学校 210 点

- ・ 青少年指導センター情報紙「のぞみ」

SNS 等のトラブル事例や青少年相談室の紹介、校外生活のきまりなどを掲載。

年 2 回市内小中高校生及び公共施設、コンビニ等に配布及び市 HP に掲載。

- ・ 有害指定図書の調査：1 回（市内コンビニ、書店を対象に調査）

(2) 青少年や保護者が、相談しやすい環境をつくり、困難を有する青少年の早期発見、早期対応に努めます。

- ・ 青少年相談室

平日の午後 1 時～午後 5 時に、青少年相談員が児童生徒や保護者の方の相談を受け付けている。なお、相談員不在時は「のぞみの電話（留守番電話）」、「のぞみのメール」にて対応している。

【周知活動】

4 月：ポスター、チラシを各学校や児童生徒へ配布

年 2 回：情報紙「のぞみ」への記事掲載（4 月、10 月）

随時：市公式フェイスブックへの掲載（4 月）、市 HP 掲載への常時掲載（通年）

【巡回相談】

「心の教室相談員」未設置校へ青少年相談員の派遣（巡回）

内容：授業、休み時間等の様子の観察

管理職、学級担任、養護教諭等との教育相談

児童生徒、保護者との面談等

未設置校：上士別小学校、多寄小学校、温根別小学校、糸魚小学校、上士別中学校、朝日中学校、士別東高等学校

【相談件数】

電話 25 件（相談電話 12 件、無言電話 13 件）、メール 0 件、面談 0 件、巡回相談 0 件

（３）青少年が自ら意欲を持って主体的に行動できる場として、子ども会活動やボランティア活動、少年団活動などを推奨するとともに、地域全体で子どもを育む活動として、文化体験や自然歴史体験、職業体験などの学習機会を提供します。

- ・ しべつふるさと体験広場 実施時期：６月～１月 体験コース毎に年間４～６事業を実施
職業体験：建設業・写真館・まちづくり・製菓店 延べ 55 名参加
文化体験：木彫り・フラワーアレンジメント・七宝・油絵 延べ 59 名参加
自然歴史体験：昔の道具調べ・川の生き物さがし・昆虫採集・士別まちなか探検・石器づくり・雪と氷の実験 延べ 75 名参加
- ・ チャレンジ寺子屋：夏・冬休みの長期休業期間中（各３日間）における学習・体験活動の提供
小学３～６年生 延べ 196 名参加（夏：102 名、冬：94 名）
士別翔雲高校の生徒が運営補助として参画しており、高校生自身の成長の場にもなっている。
士別翔雲高校生徒 53 名（夏：24 名、冬：29 名）
- ・ チャレンジスクール
子どもたちが家庭から離れて、集団宿泊を行いながら学校へ通う通学合宿を通して、望ましい生活習慣や学習習慣の定着を図る。
13 名参加（小学４年生）

（４）学校を核とした地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりのため、コミュニティ・スクールと一体となった地域住民による地域学校協働活動を推進します。

- ・ 地域学校協働活動
学校支援サポーター：地域ボランティアの方が学校の授業に参加し、指導補助などを行った。
水 泳：49 授業 延べ 106 名参加
スキー：57 授業 延べ 120 名参加

校外清掃、ガラス拭き、花壇整備、農業学習、リサイクル活動等

(5) 青少年が、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、スマートフォンや SNS 等との健全な関わりを推進するため、安全な利用に向けた啓発活動と理解醸成に努めます。

- ・ 青少年指導センター情報紙「のぞみ」にトラブル事例などを掲載し啓発を行った
- ・ 士別地区広域消費生活センターによる消費者教育を通じて、正しい知識などを学習（インターネット携帯電話安全教室）
士別小学校、士別南小学校、上士別小学校、多寄小学校、士別中学校、士別南中学校、
上士別中学校、士別東高等学校

令和 8 年度士別市青少年健全育成基本方針及び推進目標（案）

1 基本方針

次代を担う青少年が、豊かな体験を通じて地域社会に生まれ、心身ともに健康でたくましく成長していくことは、市民全体の願いです。

しかし、今日の青少年を取り巻く環境は、スマートフォンや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の急速な普及に伴い、利用者の低年齢化や利用時間の長時間化が進行しています。これらは青少年の健全な成長に大きく影響を及ぼしており、本人が気づかないうちに犯罪の被害に遭ったり、知らず知らずのうちに加害者となってしまう事案が発生するなど、直面する課題は多岐にわたっています。

士別市では、「基本的人権としての子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことを地域全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくり」を目指し、平成 25 年 4 月に「士別市子どもの権利に関する条例」を制定しました。さらに本条例の実効性を高めるため「士別市子どもの権利に関する行動計画」を策定しています。

今後も、子どもの権利を地域全体で保障するため、子どもの居場所づくりやスポーツ活動、自然体験、社会参加などの機会を提供するとともに、学校・家庭・地域・行政・関係機関が一体となり、それぞれの機能を生かした青少年の健全育成を推進していきます。

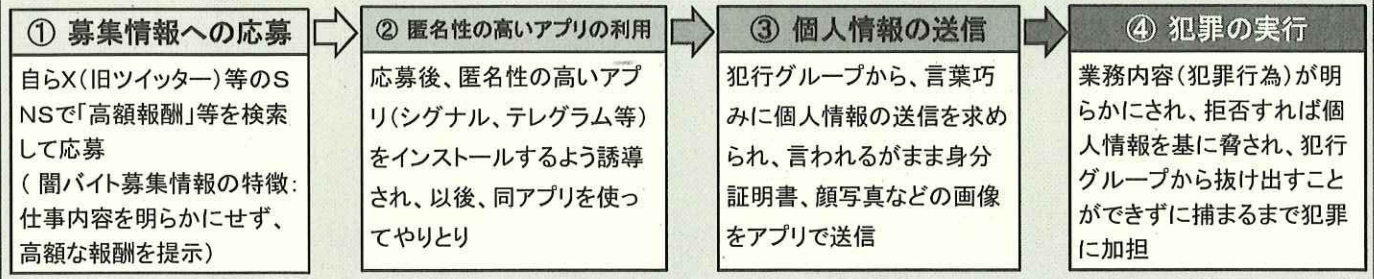
2 推進目標

- (1) 青少年が心身ともに健康で、たくましく豊かな人間形成を図れるよう、学校・家庭・地域が連携し、安全・安心な生活環境の確保と、犯罪被害やトラブルの未然防止に努めます。
- (2) 青少年や保護者が相談しやすい環境を整え、課題や困難を抱える青少年の早期発見、早期対応に努めます。
- (3) 青少年がインターネットやスマートフォン、SNS 等のトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、情報モラルや安全・適切な活用スキルを自ら身に付けられるよう啓発活動を展開するとともに、家庭や地域全体での理解醸成を図ります。
- (4) 青少年が自ら意欲を持って主体的に行動できる場として、子ども会活動やボランティア活動、少年団活動などを推奨するとともに、地域で子どもを育む活動として、文化体験や自然歴史体験、職業体験などの学習機会を提供します。
- (5) 学校を核とした地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりのため、コミュニティ・スクールと一体となった地域住民による地域学校協働活動を推進します。

犯罪実行者募集の実態

～若者を「使い捨て」にする「闇バイトの実態」～

犯罪に加担するまでの基本的なパターン



検挙された若者の声

犯行グループが指示する業務等の内容

- ・「やる気があればたくさん稼げる」「仕事にもよるが1日10万円以上は確実にもらえる」と荷物受け取りの指示を受けた
- ・最初は「簡単な運搬の仕事」と説明されたが、後に「報酬を上積みするから違う仕事をして欲しい」「知り合いのオーナーの金塊を取ってきてもらう」と指示された
- ・「相手は詐欺をした奴だから何をしてもいいので金を奪え」「相手は悪いことで金を得た奴だから警察には通報できない」と指示された

犯行グループ等による脅迫行為

- ・誘ってきた先輩は怖い人として有名で断ると何かされるかもしれないと思い、指示されたとおりに実行することを決めた
- ・ワイヤレスイヤホンで指示役から「家に入れ」と指示が来たので口答えすると血だらけの他人の写真が送られてきた
- ・指示役から「家の中に人がいたら、力で押さえつけていいから」ということを言われ、従わざるを得なかった

「使い捨て」の実態

- ・SNSで「闇バイト」に応募した先輩に誘われ「受け子」をしたが、手に入れた現金は全て指定口座に振り込まれ、報酬は一切支払われなかった
- ・「報酬は後でまとめて支払う」と言われていたが、結局一度も支払われることがないまま逮捕された
- ・受け子としてキャリアケースを持って全国を転々とさせられ、逮捕されるまでホテルや漫画喫茶に寝泊まりしながら犯行を続けた

安易な考えから犯罪に加担しエスカレート

- ・過去に特殊詐欺の受け子などの経験があったので「どんな案件でもできるだろう、金を手に入れてやろう」と思い応募した
- ・小遣い以外で自分で自由に使えるお金が手に入ると思い「やります」と答えた

犯行前後の心境・同じ過ちを犯さないために伝えたいこと

- ・犯行グループから脅されて、やりたくないけど抜け出せず、後悔しているので、すぐに警察に相談してほしい
- ・今後も犯行グループからしつこく誘われないか、家族に影響が及ばないかと思うと不安で仕方ないので、絶対に応募しないほしい
- ・「闇バイト」に手を染めれば必ず捕まる、家族に相談するなど勇気を持って断ってほしい

闇バイトはアルバイトではなく犯罪！

たった一度でも犯罪行為に加担すれば犯行グループからの離脱は困難です！

応募後でも、「闇バイト」かもしれないと思ったら、すぐに家族や先生、周囲の大人や警察に相談を！

闇バイトは犯罪です

「高額報酬」「簡単・高収入」などの誘いで犯罪に手を染める少年が増えています。

SNS や知人からの誘いなど、入り口はとても身近なところにあります。

みなさんの身の周りにも潜んでいる危険な例を紹介します。

CASE1 脅されて抜け出せなくなり・

SNS で「高額バイト」の書き込みを見て応募した。指示されたとおり身分証の写真を送ると、仕事の内容は『強盗の見張り』だと言われた。怖くなって断ったところ、「家に行くぞ」「家族に危害を加える」と脅されて、強盗の見張り役と、盗んだ物をリサイクルショップで売る仕事をさせられ、辞めたくても「お前はもう犯罪者なんだぞ」と脅され続け、逮捕されるまで何度もやらされた。逮捕後は、被害者から損害賠償を求められた。

強盗～5年以上の懲役
(強盗致死は死刑又は無期懲役)

アルバイトを探していたら、先輩に、「割のいい仕事あるよ」「一緒にやらない？」と誘われた。仕事はメッセージアプリで指示され、自分の身分証を使って銀行口座の開設や携帯電話の新規契約をする『契約代行』と説明を受けた。

指示されたとおりに、携帯電話を契約し、知らない男に手渡して報酬をもらった。その後、携帯電話が特殊詐欺の事件に使われ、契約者の自分が警察に捕まった。

携帯電話不正利用防止法違反 ほか
～2年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

CASE2 捕まらないって言われたのに・

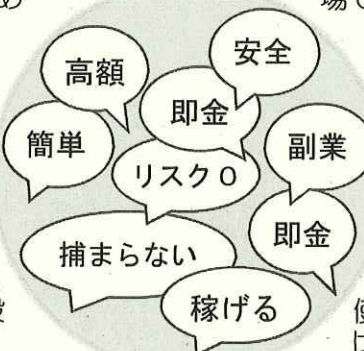
SNS にお金が必要と書き込みをしたら、知らない人から「安全に稼げる仕事ありますよ」と DM が来た。「高齢者の家に行って書類を受け取るだけ」「1回10万円」「絶対に捕まらない」と言われた。詐欺かもしれないと思ったが、「捕まらない」と言われたから大丈夫だと思ったし、すぐにお金が欲しかったので、指示された場所に行き、孫の友達のふりをして、おばあさんから封筒を受け取ったところ、その場で警察官に逮捕された。

詐欺～10年以下の懲役

推し活でたくさんお金が必要になり、掲示板サイトに、「簡単・高収入」と書かれているバイトに応募した。危ないことはしなかったのですが、使っていない銀行口座を半年間貸すだけで15万円もらえる『口座レンタル』というバイトをすることにした。

キャッシュカードを指定された場所に送るだけで、15万円を受け取ったが、その口座が振り込み詐欺に使われ、名義人である自分も検挙された。その後、自分名義の口座が作れなくなり、就職などにも影響があった。

犯罪収益移転防止法違反
～1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金



CASE3 断り切れずやってしまったら犯罪者に・

犯罪にハッピーエンドはありません。自分の大切な将来がどうなってしまうのか想像してみてください。

闇バイトに関わらないための3つのポイント

1 疑う【うたがう】

楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。甘い言葉で誘うようなメッセージや、条件の良すぎる仕事の勧誘は、犯罪を疑うことが大切。

2 断る【ことわる】

自分の名前や住所、学校名を教えたり、身分証や顔写真を送らない。しつこく聞かれてもきっぱりと断る。

3 相談する【そうだんする】

おかしいな、と思ったら警察や家族に相談。

申し込んでしまっていたら

今すぐ相談！

#9110